心筋生検研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は心筋生検研究会、英語名称をCardiac Biopsy Conference (CABIC) と称 する。

第2章 目的および事業

- 第2条 本会は心血管系の病理組織の研究を通して、循環器疾患の病因・病態・診断・治療に関する研究の進展を図ることを目的とする。
- 第3条 本会はその目的達成のため、次の事業を行う。
 - 1. 年1回学術集会の開催
 - 2. その他、目的達成のために必要と認められる事業

第3章 会員

- 第4条 本会会員は第2章に掲げる本会の目的に学術的な関心を有し、本会の学術的事業に 積極的に参画するものとする。
- 第5条 本会一般会員は本会事務局に入会を申し込み、事務局が管理する名簿に登録したものとする。

第4章 役員

第6条 本会は次の役員をおく。

評議員 若干名

理事 若干名

理事長 1名

学術企画委員長 1名

監事 2名

学術集会長 1名

名誉顧問

- 第7条 本会の役員は次の規定により選出される。
 - 1. 評議員は一般会員として本会の運営・発展に寄与し、評議員の推薦を受けて 評議委員会で決定され、総会で承認されたものとする。
 - 2. 理事および監事は評議員の中から評議委員会で推薦され、評議委員会および 総会の承認を受ける。
 - 3. 理事長は理事の互選により選出され、評議委員会の承認を受ける。
 - 4. 学術企画委員長は理事会にて選出され、評議委員会の承認を受ける。
 - 5. 学術集会長は評議員の中から理事会において推薦され、評議委員会および総会の承認を受ける。
 - 6. 名誉顧問は本会の運営・発展に著しく寄与した評議員が65歳になった時点で、 評議委員会の議を受け称号される。名誉顧問は評議員と同様の案内を受ける ことができる。
- 第8条 本会の役員は次の職務を行う。
 - 1. 評議員は評議委員会を組織し、本会の運営および事業について積極的に参画する。
 - 2. 理事は理事会を組織し、本会の運営および事業について参画処理する。
 - 3. 理事長は理事会を代表し、心筋生検研究会の運営を総轄する。

- 4. 学術企画委員長は第3条2. の他の学術的事業との知識の交流などの本会の目的を達成するのに必要な事業を推進する。
- 5. 監事は会計および会務の状況を監査する。
- 6. 学術集会長は理事、事務局長と図って第3条1. の学術集会を主体的に企画・ 開催する。
- 第9条 本会の役員の任期は次の通りとする。
 - 1. 理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 2. 理事長の任期は2年とし、再任は2期までとする。
 - 3. 学術企画委員長の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 4. 学術集会長は年1回学術大会の開催を担当し、次回集会長はこれを補佐する。
 - 5. 学術集会長の任期は1年とし学術大会の終了日に任期を終了し、翌日より新学術集会長が就任する。
- 第10条 3年継続して本会における活動歴がない評議員は、評議委員会の議事を経て退会したとする。

第5章 学術集会

- 第11条 学術集会は年に1回開催し、研究発表、および各種報告を行う。
- 第12条 学術集会は学術集会長が主催する。
- 第13条 学術集会長は理事・事務局長と協議の上、担当する学術集会に必要な事業全般を 行う。

第6章 理事会・評議委員会・総会

- 第14条 理事会は年1回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた時は臨時に理事 会が招集される。
- 第15条 理事会は理事長と理事から成り、学術企画委員会を諮問する。
- 第16条 学術企画委員会は理事会の諮問組織として、第3条2. の国内外の学会との合同シンポジウム・教育セミナーの開催など必要な事業を積極的に企画する。
- 第17条 学術企画委員は理事・評議員・一般会員の中から学術企画委員長により任命され、 理事会、評議委員会および総会の承認を得る。
- 第18条 評議委員会は原則として年1回学術集会の際に理事長が招集し議事をつかさどり、 次の事項を審議する。
 - 1. 事業(学術集会などに関すること)の計画および報告
 - 2. 収支決算および予算
 - 3. 次期学術集会長の選出
 - 4. 役員・委員に関する事項
 - 5. その他必要と認める事項
- 第19条 評議委員会の議事は、出席した評議員の2分の1以上をもって決する。
- 第20条 総会は学術集会に併せ開催、学術集会長が議長となり、次の事項について審議する。
 - 1. 事業(学術集会などに関すること)の計画および報告
 - 2. 収支決算および予算の報告
 - 3 次期学術集会長選出の報告
 - 4. 役員・委員・一般会員に関する報告
 - 5. その他の事項
- 第21条 総会は委任状を含めた登録会員の4分の1以上の出席をもって成立する。総会の議事は委任状を含め出席会員の2分の1以上をもって決定する。

第7章 事務局

- 第22条 事務局は(〒564-8565) 大阪府吹田市岸部新町6番1号 国立研究開発法人 国立循 環器病研究センター 病理診断科 が委託した (株)G-ONE が代行する。
- 第23条 事務局長は原則として国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 病理主任とする。
- 第24条 事務局は学術集会・理事会、評議委員会の記録、研究会に関する資料保存、会員 名簿とホームページの管理など研究会の運営に必要な事務一般を行う。

第8章 会費および会計

- 第25条 学術集会参加費は学術集会長が決定し、一般会員・評議員・名誉顧問および発表 者は学術集会プログラムおよび抄録の配布を受ける。学術集会の経費は学術集会 参加費・補助金・賛助金等を持って支弁する。
- 第26条 事務局の運営にかかる経費は年会費・補助金・賛助金を持って支弁する。
- 第27条 年会費は評議員会で審議され、総会で承認されたものとする。
- 第28条 本会の事業に係る収支予算は理事会の審議を経て、評議員会および総会の承認を 受けなければならない。
- 第29条 本会の収支決算は毎年事業年度終了時に作成し、監事による会計監査の後、評議員会および総会の承認を受けなければならない。
- 第30条 本会の会計年度は4月1日より、翌年3月31日迄とする。

第9章 会則の変更

- 第31条 本会会則の変更は理事会で審議を経た後、評議委員会および総会において委任状を含め参加者の2分の1以上の賛成をもって決する。
- 第32条 本会会則を施行するために必要とされる細則は理事会の審議を経て、評議委員会および総会の承認を得なければならない。

評議員選出細則

評議員は新評議員を推薦することができる。評議員候補の推薦は次の書類を評議 委員会開催 30 日前までに事務局まで提出する。

- (1) 履歴書
- (2) 研究業績目録
- (3) 評議員1名による推薦状

理事会の諮問機関細則

- 1. 理事長は評議員の中から本会の目的を達成するのに必要な特別委員を適宜任命することができる。

会費細則

会費は評議員 8000 円/年とする。

会則細則

本会則は 1993 年 11 月 27 日より改定施行する。

本会則は 2005 年 11 月 26 日に一部改定する。

本会則は2012年11月25日より改定施行する。

本会則は2015年12月12日に一部表記変更する。

本会則は2019年12月7日に一部改定する。

本会則は 2024 年 12 月 7 日に改訂施行する。 本会則は 2024 年 12 月 7 日より表記変更、および改訂施行する。